

JDream Expert Finder 利用約款

JDream Expert Finder企業向け固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するJDream Expert Finderサービス(以下「Expert Finder」という)の企業向け固定料金サービス(以下「本サービス」という)による利用は下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは企業向け固定料金サービス利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者の被雇用者またはこれに準ずる者とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはできない。(1)居住者が外国人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。(2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。(3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が企業向け固定料金サービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、Expert Finder搭載の研究者データベース(以下「本データベース」という)とする。

(サービス時間)

第5条 Expert Finderの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりExpert Finderを提供することが困難な場合を除く。

(遵守義務)

第6条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

(パスワードの管理)

第7条 ジー・サーチは申込者より本サービスの利用申込があった場合は、利用者がExpert FinderにアクセスできるログインIDとパスワードを発行する。2. 本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外にこれらを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

(契約金額)

第8条 本サービスの年間契約金額(以下「本契約金額」という)は、ジー・サーチが別途定める料金に基づいた金額とする。

(契約金額の支払)

第9条 ジー・サーチは、本契約金額および本契約金額に対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。(1)申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害(2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第8条規定の本契約金額を超えないものとする。3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、Expert Finderの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者によりこれらを遵守させなければならない。3. 本データベースの検索結果の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印刷に限るものとし、機械可読記録またはその他の方法による利用を行ってはならない。なお、プリンターによる印刷回数は、検索結果のディスプレイ表示ごとに1回に限る。4. 前項の出力物は、印刷、電子媒体またはその他の方法を利用した複製・編集を行ってはならない。

(機械可読データの利用)

第12条 第11条3項および同条4項の定めにかかわらず、本サービスの機能として機械可読データで提供される以下の出力物については、機械可読の形態により保存することができる。 * 検索結果一覧 * 詳細表示レポート

2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。4. 前各項によって保存したデータを、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。5. 前各項に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

(連係サービス)

第13条 申込者および利用者はExpert Finderを通じ、連係する他のサービスが提供する研究者情報を閲覧することができる。2. 連係する他のサービスの利用にあたっては、サービス提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第14条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

(禁止事項)

第15条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。(1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為(2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為(3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為(4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為(5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為(6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為(7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは何等の通知、催告なくして本契約を解除し、当該申込者のパスワードの登録を無効とすることができる。

(賠償)

第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は本契約金額の2倍を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金を返金する義務を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、Expert Finderサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、年間利用契約およびスポット利用契約のいずれかとする。2. 年間利用契約の有効期間は、双方の合意に基づき、別途ジー・サーチが指定する利用申込書に記載された利用期間とする。有効期間満了の1か月前迄に、双方いずれからも本サービスを終結する別段の意思表示が書面によって通告されない限り、更に1年間自動的に本サービスを継続するものとする。3. スポット利用契約の有効期間は、双方の合意に基づき、別途ジー・サーチが指定する利用申込書に記載された利用期間とする。

(反社勢力の排除)

第21条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。以上

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から実施します。

JDream Expert Finder公的研究機関・教育機関向け固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ(以下「ジー・サーチ」という)が提供するJDream Expert Finderサービス(以下「Expert Finder」という)の公的研究機関・教育機関向け固定料金サービス(以下「本サービス」という)による利用は下記の条項によるものとする。本サービスは、日本国内に所在の個人および法人・組織の利用者を対象とする。また、本サービスは、本サービスのコンテンツ提供元である、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下、機構という)とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」に従って提供される。

- 記 -

(定義)

第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは公的研究機関・教育機関向け固定料金サービス利用申込書(以下「利用申込書」という)に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者である国公立試験研究機関、教育機関の利用申込書記載の契約単位に所属する被雇用者またはこれに準ずる者および学生とする。ただし、国内在住であっても、以下(1)～(3)に該当する場合は、利用者となることはいけない。

(1)居住者が外国法人等や外国政府等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国法人等や外国政府等の指揮命令に服する又はそれらによる善管注意義務を負っている。
(2)外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている又は得ることを約している。
(3)行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受けている。

(契約の成立)

第2条 申込者が公的研究機関・教育機関向け固定料金サービス利用約款(以下「本約款」という)の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約(以下「本契約」という)が成立するものとする。

(申込者および利用者情報等の帰属)

第3条 ジー・サーチが本サービスを通じて取得する、申込者情報、利用者情報およびデータログ情報は、ジー・サーチに帰属し、ジー・サーチのサービス運営および機構の科学振興施策の調査・分析・実施のために当該情報を利用するものとする。また、機構とジー・サーチとの「科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス業務契約」終了時にはその後の事業継続のために機構に当該情報を提供するものとする。

(提供データベース)

第4条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、Expert Finder搭載の研究者データベース(以下「本データベース」という)とする。

(サービス時間)

第5条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

(遵守義務)

第6条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

(IPアドレスおよびパスワードの管理)

第7条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

(契約金額)

第8条 本サービスの年間契約金額(以下「本契約金額」という)は、ジー・サーチが、別途定める料金表による固定料金とする。

(契約金額の支払)

第9条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

(免責)

第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。

(1)申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2)申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他、本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第8条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

(利用の制限)

第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、JDreamの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者によこれを遵守させなければならない。3. 申込者は、学生等の教育を目的とした検査実習等の授業で本データベースを使用する場合には、ジー・サーチに事前に申請し、書面による許可を得なければならない。4. 本データベースの検索結果の利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印刷に限るものとし、機械可読記録またはその他の方法による利用を行ってはならない。なお、プリンターによる印刷回数は、検索結果のディスプレイ表示ごとに1回に限る。5. 前項の出力物は、印刷、電子媒体またはその他の方法を利用した複製・編集を行ってはならない。

(機械可読データの利用)

第12条 第11条4項および同条5項の定めにかかわらず、本サービスの機能として機械可読データで提供される以下の出力物については、機械可読の形態により保存することができる。

*検索結果一覧 *詳細表示レポート

2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所(利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする)において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。4. 前各項によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。5. 前各項に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

(連係サービス)

第13条 申込者および利用者はExpert Finderを通じ、連係する他のサービスが提供する研究者情報を閲覧することができる。2. 連係する他のサービスの利用にあたっては、サービス提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第14条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

(禁止事項)

第15条 申込者または利用者は本サービスの利用にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

(1)本サービスに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
(2)本サービス上の情報を改ざん、消去する行為
(3)本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
(4)ジー・サーチに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
(5)ジー・サーチまたは第三者の著作権その他の知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
(6)ジー・サーチまたはジー・サーチの指定する者が表示した著作権表示・商標表示を削除又は変更する行為
(7)その他、関係法令の定め違反する行為、ジー・サーチとの信頼関係を著しく損なう行為

(契約解除)

第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは何等の通知、催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードの登録を無効とすることができる。

(賠償)

第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は本契約金額の2倍を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

(有効期間内の解約)

第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間において、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間において周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いづれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

(有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末(3月31日)までとする。

(反社勢力の排除)

第21条 反社会的勢力の排除にあたり、別途定める「反社会的勢力の排除に関する規程」に従うものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. この利用約款は2022年4月1日から実施します。

以上

反社会的勢力の排除に関する規程

- 記 -

第1条 本規程は、「JDream Expert Finder 企業向け固定料金サービス利用約款」に規定する申込者(以下「甲」という)に、株式会社ジー・サーチ(以下「乙」という)がJDream Expert Finderサービス(以下「Expert Finder」という)を提供するにあたり、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的として定めるものとする。

第2条 甲は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)本契約に基づく取引(以下「対象取引」という)に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて乙の名誉・信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 甲は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに乙にその事実を報告するものとする。

4. 乙は、甲が前三項の規定に違反した場合、Expert Finder約款の各規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。
5. 甲が対象取引に関連して第三者と下請又は委託契約等(以下「関連契約」という)を締結する場合、甲は、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者に対して、本条第1項乃至第3項に定める義務と同等の義務を課し、これを順守させるものとし、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、甲は直ちに乙にその事実を報告するものとする。この場合、乙は、甲に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を取るよう求めることができる。
6. 乙が、甲に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、甲がそれに従わなかった場合には、乙は、本契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。

以上

附則

1. この利用約款は2018年8月1日から実施します。

